

食品営業許可・営業届出の営業譲渡に係る確認書

年 月 日

豊中市長

(譲受者) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私(譲受者)は、営業の譲渡を受けることにより、譲渡者から許可(又は届出)営業者の地位を承継するにあたって、下記の事項について確認しました。

記

- 譲受者は、地位承継により、許可(又は届出)営業者の権利とともに義務(責任)を負うこと。
- 譲渡者が必要な手続き(構造設備の変更届等)を行っていなかったことが譲渡後に判明した場合、譲渡者に代わって、地位を承継した譲受者が必要な手続きを行う必要があること。なお、構造設備の変更の内容が、同一性がない程度の増改築であった場合は、地位承継の届出に関わらず、新たに許可取得が必要となること。
- 譲渡者が譲渡前に行った行為であっても、譲渡後に食品衛生法違反が判明した場合、地位を承継した譲受者が行政処分の措置を受け、被処分者として公表されること。

以上